

# 筑後市マイホーム取得支援事業

この支援事業は、筑後市への転入を促進するため、市内で新たにマイホームを取得した人への手助けとして、取得支援奨励金を支給するものです。



<p>受給資格 (対象者)</p>	<p>次の条件の全てに該当する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住宅を新築又は平成29年4月1日以降に中古住宅を購入した人。  <small>※ 転入者(転入前1年間筑後市におらず、転入日から3年を経過していない者)に限る。                      ※ 贈与及び相続並びに現に住宅を市内に有している人が建て替え又は住み替えのために住宅を取得する場合は除く。                      ※ 建売住宅で1年経過していないものは新築住宅、1年経過したものは中古住宅とする。                      ※ 住宅は、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、床面積が50㎡以上280㎡以下であること。                      ※ 併用住宅の場合、居住部分が50%以上であること。                      ※ 区分所有に係る住宅の居住部分を購入する場合、居住部分の床面積が40㎡以上280㎡以下であること。                      ※ 筑後市住宅小規模改修事業補助金・筑後市住宅リフォーム補助金を受給していないこと。</small> </li> <li>② 取得する住宅の所有者であること。共有名義の場合はその代表者。</li> <li>③ 筑後市に3年を超えて定住する意思を持ち、筑後市の住民基本台帳に記録されている人。</li> <li>④ 同一世帯者の人が、過去にこの奨励金の支給を受けていないこと。</li> <li>⑤ 同一世帯者の全員が、市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)、国民健康保険税を滞納していないこと。</li> <li>⑥ 暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。</li> </ol>
<p>給付額等</p>	<p>奨励金を最長3年間支給。(上限15万円)                  新築：取得する住宅の固定資産税相当額(千円未満切り捨て)。ただし、取得する住宅が、固定資産税の減額の適用を受けるものである場合は、減額後の税額。                  中古：取得する住宅の固定資産税の1/2(千円未満切り捨て)。</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後市マイホーム取得支援奨励金認定(変更)申請書(様式第1号)</li> <li>・ 筑後市マイホーム取得支援奨励金認定申請者調書(様式第2号)</li> <li>・ 定住誓約書(様式第3号)</li> <li>・ 筑後市が発行する「世帯全員の税の滞納のない証明書」(税務課) (発行日から1か月以内のもの。コピー不可。)</li> <li>・ 削除された住民票の写し(筑後市の住民基本台帳に記録される以前の1年間に住民基本台帳に記録されていた市町村のもの)又は戸籍の附票の写し</li> <li>・ 奨励金の支給対象となる取得した住宅の登記事項証明書(コピー不可。)(建物)</li> <li>・ 取得した住宅の位置図、各階平面図及び求積図</li> </ul>
<p>申請期間</p>	<p>申請期間は、取得する住宅の所有権保存登記完了日以降  <small>※ 固定資産税が課税された年度を過ぎて申請すると、請求できない年度がありますのでお早めにお申し込みください。</small></p>
<p>申請から給付までの流れ</p>	
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の関係上、早期に受付を終了する場合があります。状況は事前にご確認ください。</li> <li>・ 各種証明書について、発行に係る手数料は申請者でご負担ください。</li> <li>・ 補助金などの給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。</li> </ul>
<p>申込先 問合せ先</p>	<p>〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898                  筑後市役所 総務部 企画調整課 地方創生担当                  TEL0942-53-4245 (直通) FAX 0942-52-5928</p>